

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年7月5日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 村田和弘 |
| 2番 | 山口吉広 |
| 3番 | 藤本直樹 |
| 5番 | 岡井文彦 |
| 6番 | 田中壽嗣 |
| 7番 | 内田裕夫 |
| 8番 | 石塚加津美 |
| 9番 | 西村九三男 |
| 10番 | 西村和樹 |
| 11番 | 西野英紀 |
| 12番 | 松本吉博 |
| 13番 | 森一博 |
| 14番 | 加瀬千代 |
| 15番 | 寺内一郎 |
| 16番 | 戸田治巳 |
| 17番 | 内田孝司 |
| 19番 | 樋口敏昭 |
| 20番 | 林吉一 |

4. 欠席委員

| | |
|-----|------|
| 4番 | 上田幸子 |
| 18番 | 村田良文 |

5. 会議録署名委員 3番 藤 本 直 樹
 5番 岡 井 文 彦

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|---|---|-------|
| 農業委員会事務局局長 | 奥 | 隆 | 宏 |
| 農業委員会事務局次長 | 藪 | 内 | 雄 基 |
| 農業委員会事務局 | 高 | 橋 | 華 寿 紀 |
| 農業委員会事務局 | 三 | 宅 | 七 聖 |

7. 議 事

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) |
| 議案第2号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権設定) |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(所有権移転) |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和6年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は村田良文委員より欠席届をいただいておりますので報告いたします。また、上田委員に関しましては遅刻でこの後出席するというので、連絡を受けております。現在の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる6月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1番 村田和弘委員
 - 3番 藤本委員
 - 7番 内田裕夫職務代理者
 - 14番 加瀬委員
- 事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

- 本日の議案は、
- | | | |
|-------|---------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) | 3件 |
| 議案第2号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権設定) | 5件 |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(所有権移転) | 2件 |

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたしたいと思います。3番の藤本委員、5番の岡井委員、藤本委員と岡井委員、お二人の方よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

申し上げます。議案第1号受付番号24から受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号24、この案件につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号24について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号24、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長) 続きます、議案第1号受付番号25につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号25について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号25、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号25を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きます、議案第1号受付番号26について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号26について、議案書5ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧下さい。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧下さい。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、新規就農者に対するヒアリング調査の結果を調査委員からお願いをいたしたいと思います。

(●●委員)

新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第3条許可の要件である効率的に耕作することができるか、農作業に常時従事できるか、地域との調和要件を満たせるか、などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第3号受付番号26について、ただ今、新規就農者のヒアリング調査の結果も報告を願いました。そのへんのところを十分に組んでいただきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号26を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第2号受付番号82の案件につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、審議の開始から終了まで退席をお願いをいたします。

(●●●●委員 午後1時37分 退席)

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお
願いをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号82の案件につきまして、現地調査の
報告をさせていただきます。

本件当該地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長) それでは、議案第2号受付番号82の案件につきまして、
まず事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号82について、議案書7ペ
ージをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び
旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書
8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ペ
ージをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第2号受付番号82につきまして、ご意見ご質問等は
ございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようござい
ます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号82につい
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいた
します。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後1時40分 入室)

(会長) それでは続きまして、議案第2号受付番号83から受付番
号86について、まず現地調査の報告を調査委員からお願い
をいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号83から受付番号86の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件当該地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号83について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号83について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページと6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号83につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号83について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号84について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号84について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 8 4、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 8 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 8 5 に入ります。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 2 号受付番号 8 5 について、議案書 1 3 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調書については、議案書 1 4 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 8 5 について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 8 5 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号86について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号86について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号86について、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号86について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権の移転を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号7と受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号7とそれから受付番号8につきましても、関連する内容ですのでまとめて審議をします。まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号7について議案書17ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号8について、議案書17ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号7と受付番号8、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号7と受付番号8について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、本日本日予定をしておりました審議につきましても、全て終わりたいと思います。本日報告の案件はございません。

午後1時46分 終了